

議案第51号

専決処分の承認について《令和4年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）》

令和4年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

京丹後市長 中山 泰

令和4年度

後期高齢者医療事業特別会計補正予算書
(第2号)

京都府京丹後市

専決第7号

専決処分書

令和4年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

京丹後市長 中山 泰

令和4年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,089千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ905,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

京丹後市長 中山 泰

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
1 保 險 料		
		1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
3 繰 入 金		
		1 一 般 会 計 繰 入 金
5 諸 収 入		
		4 雑 入
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
652,112	△16,551	635,561
652,112	△16,551	635,561
261,295	△613	260,682
261,295	△613	260,682
7,530	△925	6,605
4,969	△925	4,044
923,530	△18,089	905,441

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
	2 徴収費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金
	1 特定健康診査等事業費
3 保健事業費	1 特定健康診査等事業費
	1 公債費
4 公債費	1 公債費
	1 予備費
6 予備費	1 予備費
	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
13,954	△1,785	12,169
11,346	△1,495	9,851
2,608	△290	2,318
904,560	△17,187	887,373
904,560	△17,187	887,373
1,811	0	1,811
1,811	0	1,811
40	0	40
40	0	40
655	883	1,538
655	883	1,538
923,530	△18,089	905,441

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
1	保険料	652,112
3	繰入金	261,295
5	諸収入	7,530
歳入合計		923,530

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総 務 費	13,954	△1,785
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	904,560	△17,187
3 保 健 事 業 費	1,811	0
4 公 債 費	40	0
6 予 備 費	655	883
歳 出 合 計	923,530	△18,089

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保険料	652,112	△16,551	635,561
	1 後期高齢者医療保険料	652,112	△16,551	635,561
	1 特別徴収保険料	444,101	△31,653	412,448
	2 普通徴収保険料	208,011	15,102	223,113

3	繰入金	261,295	△613	260,682
	1 一般会計繰入金	261,295	△613	260,682
	1 事務費繰入金	10,787	△613	10,174

5	諸収入	7,530	△925	6,605
	4 雑入	4,969	△925	4,044
	2 雑入	4,968	△925	4,043

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 特別徴収保険料現年度分	△31,653	特別徴収保険料現年度分	△31,653
1 普通徴収保険料現年度分	15,102	普通徴収保険料現年度分	15,102
1 事務費繰入金	△613	事務費繰入金	△613
1 雑入	△925	京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金 京都府後期高齢者医療広域連合事務経費補助金 京都府後期高齢者医療制度窓口負担の見直しに伴う事業費補助金	23 △4,550 3,602

004 後期高齢者医療事業特別会計

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	13,954	△1,785	12,169			△2,174	389
	1 総務管理費	11,346	△1,495	9,851			△1,865	370
	1 一般管理費	11,346	△1,495	9,851			△1,865	370
		繰入金					△917	
		事務費繰入金					△917	
		諸収入					△948	
		京都府後期高齢者医療広域連合事務経費補助金					△4,550	
		京都府後期高齢者医療制度窓口負担の見直しに伴う事業費補助金					3,602	
	2 徴収費	2,608	△290	2,318			△309	19
	1 徴収費	2,608	△290	2,318			△309	19
		繰入金					△309	
		事務費繰入金					△309	

2	後期高齢者 医療広域連 合納付金	904,560	△17,187	887,373			△16,551	△636
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	904,560	△17,187	887,373			△16,551	△636
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	904,560	△17,187	887,373			△16,551	△636
		保険料					△16,551	
		特別徴収保険料現年度分					△31,653	
		普通徴収保険料現年度分					15,102	

3	保健事業費	1,811	0	1,811			676	△676
	1 特定健康診 査等事業費	1,811	0	1,811			676	△676
	1 特定健康診 査等事業費	1,811	0	1,811			676	△676
		繰入金					653	
		事務費繰入金					653	
		諸収入					23	
		京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金					23	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	△1,495	一般管理費 △1,495
11 役 務 費	△290	徴収費 △290

18 負担金、補助 及び交付金	△17,187	保険料納付金 △17,187

004 後期高齢者医療事業特別会計

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
4	公債費	40	0	40			△40	40
1	公債費	40	0	40			△40	40
	2 利子	40	0	40			△40	40
	繰入金						△40	
	事務費繰入金						△40	

6	予備費	655	883	1,538				883
1	予備費	655	883	1,538				883
	1 予備費	655	883	1,538				883

節		説明
区分	金額	

		予備費 883

議案第 51 号

令和4年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)説明資料

【主な収入内訳】		補正額	(補正後予算額)
01	保険料		
1	後期高齢者医療保険料	△ 16,551千円	(635,561千円)
	(1) 特別徴収保険料	△ 31,653千円	(412,448千円)
	(2) 普通徴収保険料	15,102千円	(223,113千円)
03	繰入金		
1	繰入金	△ 613千円	(260,682千円)
	(1) 事務費繰入金	△ 613千円	(10,174千円)
05	諸収入		
4	雑入	△ 925千円	(4,044千円)
	(1) 雑入	△ 925千円	(4,044千円)
	・窓口負担の見直しに伴う事務費等補助金		
		<u>補正額</u> △ 18,089千円	(905,441千円)

【主な支出内訳】		補正額	(補正後予算額)
01	総務費		
1	総務管理費	△ 1,495千円	(9,851千円)
	(1) 一般管理費	△ 1,495千円	(9,851千円)
2	徴収費	△ 290千円	(2,318千円)
	(1) 徴収費	△ 290千円	(2,318千円)
02	後期高齢者医療広域連合納付金		
1	後期高齢者医療広域連合納付金	△ 17,187千円	(887,373千円)
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	△ 17,187千円	(636,865千円)
	特別徴収納付金	△ 17,187千円	(426,914千円)
06	予備費		
1	予備費	883千円	(1,538千円)
		<u>補正額</u> △ 18,089千円	(905,441千円)